

国民健康

保険から...

異動があつたら

国保へ届出を

3月、4月は異動の多い季節です。会社の就職、退職や町外へ転出するときなど国保の届出が必要になります。

手続きは14日以内に届出るようお願いいたします。

届出に必要なものは次のとおりです

・国保を脱退する時

・他の健康保険などに加入したとき
国保と他の健康保険証
印鑑

・他の市町村へ転出する時
国保保険証、印鑑

・死亡した時
国保保険証、印鑑

・国保に加入する時

・他の健康保険など脱退した時
健康などの離脱証明、印鑑

・他の市町村から転入した時
印鑑

・子どもが生まれた時
印鑑

保険税の納め忘れがないかもう一度か確認を

3月は平成21年度分国民健康保険税の最終納期限(9期)です。保険税はみなさんの医療費などにあてられる国保の貴重な財源です。

国保の健全な運営のため保険税の期間内納入にご協力ください。

国民健康保険税算定に必要な所得の申告はお済みですか？

国保に加入している世帯は、収入がなかった場合でもその旨の申告が必要です。

また、遺族年金や障害年金などの福祉年金を受給している方も、その旨の申告をしてください。所得の申告のなかった世帯は、保険税の軽減が受けられなくなります。

住民課国保医療係

☎74 3002

肝臓機能障がい者の医療費を助成します

身体障害者福祉法施行令の一部が改正され肝臓機能障害が新たに身体障害の認定基準に追加され、重度心身障害者医療給付

事業」制度の対象者として追加されるようになりました。

助成の概要は次のとおり。

対象者 身体障害者手帳肝臓機能障害)1~3級をお持ちの方

実施期日 平成22年4月1日

以降の診療分から助成を行います。

制度の詳細、申請手続きについては、住民課国保医療係☎74 3002へ。

平成22年4月から

肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

【対象者】 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

【手続き】 申請書、診断書、写真(たて4 ×横3)を担当窓口へ提出してください。

診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。

市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。

3カ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。

ただし、診断前の6カ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

Child-Pugh分類

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、

血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、担当窓口まで問合わせください。

【問い合わせ先】

健康福祉課 福祉・高齢者グループ ☎74 3001

